

建設資材の品質管理費用に関する取扱

1. 品質管理基準

後記 2、3 を除き、品質管理基準(土木工事標準仕様書 p803～)に示す試験費用は、試験区分の必須、その他を問わず技術管理費率に含まれる(積算基準及び歩掛表 I-2-②-30)。

ただし、試験区分がその他の項目が必要な場合は、その旨を当初設計図書の特記仕様書に明示すること。

間接工事費等諸経費動向調査にて、試験区分の必須、その他を問わず、技術管理費率の対象として実施しています。

また、品質管理基準において必須でない項目は、実施には当初設計図書の特記仕様書に明示が必要となります。

2. 支給材

支給材に係る品質管理について、その必要がある場合、発注者が行う。

発注者が事前に品質管理を行うことが合理的ではない場合は、その費用を共通仮設費の技術管理費に積上計上する。

【解説】

発注者が工事目的物に使用する鋼矢板を支給した場合、その品質に関する保証は支給した発注者にしかできません。

なお、積算基準(I-2-②-2)に支給品は支給材の対価を支給品費として計上し、共通仮設費及び現場管理費の対象額としているが、発注者が行うべき事項(支給材の品質管理等)以外の共通仮設及び現場管理にかかる費用です。

3. 建設土

購入材ではない、流用土及び貯留土を盛土に使用する場合、支給材と同じ取扱とする。

【解説】

工事間流用土、採取土を含む流用土及び貯留土については、支給材と同じくその品質管理を請負者に求めることはできません。

また、建設土は事前に発注者側で特定し、品質管理を行うことが合理的ではないため、必要な費用は当初設計図書の技術管理費に積上計上してください。

例えば、路体盛土であれば、「土の締固め試験」(JISA1210)が必須項目(土木工事標準仕様書 p857)となっている。これに必要な「土粒子の密度試験」(JISA1202)、「土の含水比試験」(JISA1203)と併せて計上してください。

なお、埋戻し土は、作業土工であるため、特に定めのない限り、資材に関する品質管理の必要はありません。